

○議長（長澤健君）

それでは、通告１番 １１番 堀内春美さんの一般質問を行います。

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

それでは一般質問をさせていただきます。今回は町民から寄せられた意見、それから苦情を取り上げて、それを中心に質問をさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。

１、学校給食センターの環境対策についての質問をいたします。今年の８月から富士川町学校給食センターが稼働を開始されたのですが、センターの周辺の住民、小林地区の住民からたくさん苦情をいただきました。学校給食センターの周りを何回か歩いてみたところ、計測器を持っていないので、何デシベルかわかりませんが、大きな騒音と揚げ物の臭いでしょうか、油の臭いがひどくて、これが毎日続いたら、近隣の住民はさぞ大変だろうと痛感いたしました。

そこで（１）の質問に入ります。近隣住民への騒音や悪臭など、環境対策をどのように行っているのか。まず、騒音についての対策をどのように行っているのか伺います。

○議長（長澤健君）

今、騒音と言いましたが、騒音と悪臭などという通告がありますが、通告のとおりだと、騒音や悪臭とありますけれども。

○１１番議員（堀内春美さん）

別々に伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

通告が騒音と悪臭とありますので。

○１１番議員（堀内春美さん）

では、一緒でも結構です。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきまして、お答えいたします。学校給食センターの環境対策につきましては、設計段階、施工段階とそれぞれ検討をしたところであります。

まず、騒音の対策であります。学校給食センターで使用する設備機器類を選定する際に、性能や音の発生などを確認し設計したところであります。

また、施工段階においては、その設備機器類を施工承認する際に、振動や騒音対策の届出が必要であることから、設備機器類の設置状況、近隣との距離や音の減衰等を考慮する中で、規制範囲内であると確認したところであります。

しかし、試運転の際に近所から「排気音が大きい」との苦情があり、原因を確

認したところ、機械から出る音に問題はなかったものの、ダクトから排出される空気が、虫除けの網戸と窓枠の格子を通過する際の風切音と判明したことから、応急的な対策として、排気ダクト内部への消音板の設置、抜本的な対応として、現在、建物の外側へ消音壁の設置をしているところであります。

次に、臭い対策につきましては、調理時の排気対策として、空気中の臭い物質と消臭物質を化学反応させて無臭化する「中和消臭システム」を設置し対応しております。

また、調理時に使用した排水の臭い対策として、油を除去する「グリストラップ」の設置や、廃水処理施設から排出される空気を、土壌内の微生物に分解して脱臭するシステムを設置して対応しているところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。今課長の答弁の中に、騒音対策工事で、工事も早速始まっているということですが、私が先日現場を見に行きましたら、基礎でしょうか。基礎打ちみたいなのがしてありまして、そして櫓が組んでありました。ドアのところに音の出る穴でしょうか。そういったドアのあるところにそういう基礎が打ってあって、足場が組んであったんですが、この工事はいつから始まっていつころ終わるのでしょうか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。消音壁の工事になりますが、今年度10月の月上旬、こちらで業者のほうと契約をいたしまして、防音設置工事につきましては、年が明けました1月8日までを工期として、ただいま設置に向けて工事を進めている状況でございます。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。その防音壁の形ですけれども、まっすぐな壁、壁の防音壁でしょうか。それとも扉を囲むコの字型の防音壁なのか。そうすると煙突式みたいに上のほうにその音がいくのか。例えば、防音壁。ここに扉があります。その向こう側に壁があります。ということで、壁をこういうふうにすると、この騒音は南北に流れるわけですね。今までの騒音は西側にいていたわけなんです。ですけれども、壁だけでしたら南北に音が流れて、南北の家が今度はうるさくなる。そういうことですね。そして、例えばコの字に、煙突にするのか。そうしたら、

その煙突の高さはどのくらいなのか。その辺を伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。壁の形状ですが、議員さんが言われるとおりコの字型になりますので、まず西側を大きな面にしまして、北と南側にもせり出したコの字型で作る形になります。高さですけれど、全体として9メートル60センチくらいになりますので、ほぼ給食センターの1番、屋根の最後部と同じくらいの大きさになります。したがって音につきましては、下と上のほうに、消音できない部分についてはでると思いますが、この消音板、こちらの材質は吸音材というウレタン製の材料を使しますので、ある程度の音はここで吸収されるのではないかと考えております。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。近隣の住民に迷惑がかからないような最善の形にしていきたいと思います。それから、この工事に係る費用が710万というのが、広報ふじかわに掲載されていました。10月に契約をしたということですね。それで、この防音壁について、前に課長に近隣から苦情がきていますから何とかしてくださいということでお電話いたしました時に、課長がすぐしますと答えてくださったんですけども、費用はどうするんですかとその時に伺いましたら、課長が、何かの残りがあるのでそれを使いますと答えたんですね。その何かの費用というのは何でしょうか。何の費用が残っているのでしょうか。伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。給食センターの建設工事の予算の中で、継続費ということで上げさせた予算の中で、実際建築に掛かりました費用と予算額の中で、不用額がありましたので、そのこの予算を使わせていただきながら、今回の防音壁の工事のほうを進めさせていただきました。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。その予算額の中の不用額と今おっしゃられましたけれども、以前、給食センターの完成のちょっと一歩手前ですね。6月の議会の時にですね、排水口のところに、断熱材のダクトのところに、断熱材が張っていないために消防署

からオッケーがでなくて、稼動できないということになりまして、急きょ235万という追加予算が出たわけなんですね。そして私たちは、この大きな普通の家庭の換気扇とは違うじゃないですか。換気扇とは違いますよね。ですから設計段階において、そういうものはやってなければいけないんじゃないかということで議会の中でもちょっと議論されたんですね。ですけれども結果的には賛成多数でそれが通過しまして、追加予算235万が認められたわけなんですね。それはいいとして、その235万が追加予算としてかけられたのに、今回の710万のこの防音壁については、議会に対して一言も説明がなくて工事に入ってしまうというのは、幾ら不用額が残っているからといっても、金額的には235万よりずっと高いわけですよね。そういうものが議会に対して、一言の説明もなくてそのまま入るといえるのは、ちょっと私、議会を軽視しているんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。前回のダクトの中の断熱材につきまして、給食センターの本体の工事を受注しておりました業者、まだその工事中の中でありましたので、その工事の内容を変更しまして、やることを決めさせていただきました。その中で、給食センターの本体工事の契約につきましては、議会の提出案件でございましたので、契約内容の変更ということから、議会のほうに、その断熱材につきまして、増加した分については提案させていただきまして、町のほうでも説明した経過がございます。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。そうしますと、今度は契約内容の変更とは違うということですね。

そういうことですね。でも追加予算とも違うんですか。伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の消音壁の部分につきましては、先ほど言いましたとおり、給食センター全体の建設費の中の差金という形でございましたので、センター自体がもう既に完了した後で、また新たな契約を変更する等がございましたので、そのまま予算の中の差金を財源に今回の消音壁の工事を発注させていただきました。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。くどいようですが、その710万についての議会への説明が一言もないというのは何なんでしょうか。伺います

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。説明といたしましては、苦情をいただきましたこの時期、稼働に向けて準備している中であったんですが、特にある程度を急いだ対応が必要ということから、町と委員会のほうで検討させていただきまして、工事につきましては早急に準備をして発注した経過がございました。委員会の説明のほうでは、私どもの考えで、委員会としましては全員協議会等で説明したほうが良かったかなということで反省はしております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

私から言わせていただくと、議会軽視じゃないかというふうに思います。ですから、例えばちょっとの追加予算とかそういったことでも、すぐ臨時議会を開いてしますよね、この町は。当然のことだと思います。ですから、その委員会というのは何の委員会なのかはちょっと私わかりませんが、全協を集めるなんていうことはもうすぐできることですから、やはり一言ご説明があってもよかったのではないかと思います。これからも、そういったことはちょっと心づかいをしていただきたいと思います。

再質問です。先ほどの騒音対策の費用710万円ですが、広報ふじかわに学校給食センターが11億3639万8千円で完成したと写真入りで掲載されていきました。学校給食センターに掛かった費用は、私の計算では12億680万円です。これは9月議会の一般質問に私は述べています。この費用は、建物だけではなくて、完成して稼働するのに必要な費用なんですね。だから全体の費用なんです。それに今度のその騒音対策費用710万円を足しますと、12億1390万円です。正しくは土地取得から始まって、建設、稼働するまでに掛かった必要な経費ですね。その費用が事業の総事業費になるのではないですか。そこに1億近い差があるというのを広報に掲載するというのはちょっと納得がいかないんですが。町民は誤解をしますね。その辺のことはいかがでしょうか。伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の広報に載せました給食センターの費用につきましては、建築に掛かる部分について計上させていただきました。備品類、また給食の配送車等の金額がそこには含まれておりませんので、議員さんの言うとおりその分が差し引かれた金額になりますので、１２億ではなくて１１億という金額の表示になってございます。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

その辺のことが私には理解できないんですね。建物だけが事業費ではないですよ。その建物からすべて稼働するまでに掛かった総事業費というのがこの給食センターの事業費になるのではないですか。ですからここに載っていますよね。１１億３６９０万８千円。完成に１１３．６％の事業費が掛かりましたと書いてあるんですね。これは総事業費じゃないじゃないですか。本来だったら、この事業費というのは全部が含まれての事業費じゃないですか。これを町民が読んだときに、しかも完成というか、こういうハンコというか、こういうものまで書いてあるんですね。町民はこれを読みますと「ああそうか、全部で１１億３６３９万８千円で仕上がった、完成したんだな」というふうに思いますよね。ですけど、実際は１億からの違いが出ているんですよね。これは町民にどういうふうに説明しますか、伺います。

○議長（長澤健君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

ただいま、堀内議員さんから給食センターの事業費ということで、広報等の違いというお話がありました。今回の広報では、７大事業のこれまでの経過というようなことで載せていただいているわけでありますけれども、基本的に７大事業の事業費を、大まかに当初から広報にも載せて、事業しているわけでございますけれども、一応、一般的な事業費という言い方でいたしますと、給食センターの建物の場合、建設に関わる事業に掛かるものを事業費というような形で、これまでもすべてのものをやってきておりますので、給食センターにつきましても、そのような事業費の扱いで、今回掲載をさせていただきました。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内議員、今回給食センターの環境対策についてなので、事業費の部分はずれていますので、環境対策のほうに質問を戻してください。

堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

確かに環境対策ですけども、環境対策に対して７１０万という費用が追加で

使われるわけです。それに関わってのことですから、私は正しいと思っております。ですから再質問です。ここに完成というだけでなく、建物の建設にはこれだけ掛かりました。ですが、完成の時はこうなりますとか、そういった文言が一言ついてあれば問題ないわけなんです。ただ、完成としてこの金額になっていまして、町民はこれで全部できたのかなって。でも実際は1億違うんですよ。1億という金額は大きいんですよ。だからその辺のことを、今後、気を付けていただきたいと思います。あるいは、前後を出した給食センター、最終的にはこういうものが掛かって、総事業費はこうなりましたというものを掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

建設事業費の捉え方でありまして、総事業費というのをどこまで捉えるか。当然これは、人件費は入っていません。当然役場職員も何年という歳月をかけながら、そこに従事している職員の人件費も入っておりません。そして今回の給食センターも、今までの役場の中の備品類が使えるものを使っております。それらも換算したのが総事業費なのかという定義もありますけれども、今私どもの言っている事業費というのは、これは合併推進債を入れております。建設事業に関わるもので認められているもの、その部分が一応事業費というふうに捉えています。当然、用地取得から設計費から躯体の工事、電気、そして管工事、これはすべて入っております。それ以外のものにつきましては、消耗品であったり、これは建設に直接関わらない経費でありますので、起債の対象にはなりません。当然補助金の対象もなりませんので、そういった部分も踏まえて、建設費を捉えておりますので、決して町民を惑わすような数字を使っているわけではなくて、しっかり、国あるいは県と協議をした数字を建設事業として公表させていただいております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今の町長の言葉ですが人件費も入っている。人件費というのは役場の職員は通常の業務でやっているんですから、それが建設とかかわったからといって、そちらのほうにその人件費がかかるというのはおかしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

総事業費で、どこまでを入れるかという中で考えると、当然人件費も掛かっています。そういった部分も入れるのであればちょっとはかり知れない部分が出てくるという意味でお答えをさせていただきました。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

水掛け論になりますから、この件につきましてはここで終わりにします。

再質問です。騒音についてですが、給食センターの建設工事に入る前の29年12月に測量調査が348万円で行われているんですけども、その調査348万円の中に環境アセスメントの調査、騒音の調査、そういったものは入っていませんでした。伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。議員さんの言われました、その29年度の調査内容、今ちょっと手元に資料がございませんが、今回の騒音振動、設計の段階でつきまして、それぞれの排気の機械、または洗浄機などを含め、給食センター内に設置される大きな音を出す機械につきましては、この設計の段階で相当、協議、チェック確認等を行ったところでございます。また先ほどの答弁でも言いましたとおり、施工承認、または届け出等の必要性があることから、その中で機械自体の音は、例えば換気の機械につきましては、長い排気ダクト、その中を空気が流れていく中で、次第に音が減衰していくということで、建物の外に出るときには音が小さくなっている。基準内ではあるという確認からこういった設計になりました。今回は実際の試運転の段階で、その虫よけの網戸と雨水が中に入らないようにするその格子、先ほどガラリといいましたが、そういったものに空気が当たる風切り音、こちらの音が大きかったことで、今回の消音壁を設置する対策としてやらせていただいたところであります。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうすると、測量調査の時にその騒音の調査も入っていたということでしょうか。入っていたんですか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。そのアセスメント調査のときに、その内

容があったかどうか、すいません今手元に資料はございませんが、この設計をする段階ではこの音についての検討、または臭いについても、そういった形で設計書の中では対応できるような機器を選ぶということで検討させていただきました。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ちょっと答弁がよくわからないんですけれども、入っていたということによろしいんですか。いいです。結構です。この後続けます。

今の騒音の調査に続いてですけれども、30年2月に電気設備工事4315万、空調設備工事4404万、合計で8719万の契約をしているんですね。このとき空調設備工事で環境アセスメントのどのくらいの音になるかというのは調査をしたんでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。設計の段階であくまでもその機器を選びましたので、その環境調査ということがこの機械設備工事の中でやったかどうかということでありましたら、そこはないと考えております。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。本来では、測量調査あるいは空調設備工事、この給食センターは県下でも類にないくらい、すごい機械を入れているわけなんですね。私たち見学しましたけれども、ものすごい機械。ですから空調設備工事屋さんは専門業者ですから、この機械を何台入れれば、どういう音になるかということは、専門業者だったらわかるはずですよ。そうした業者にその環境アセスメントの調査の依頼を要求するべきだったと思いますが、していなかったと、そういうことですね。ですけれども、この学校給食センター、周りに人家がいっぱいあるわけなんですね。野原中に建てているわけではないんです。前のこと繰り返しますけれど、私たちは、あそこへ給食センターが出るというのはあまり賛成ではなかったんです。ヤマト運輸のところに造ればいいって私たち何人かは言っていたわけなんですね。そこが賛成多数でそちらになった。造っちゃった後はしょうがないということですから、それならそれで近隣の住民、小林地区の住民から非常に文句を言われています、私。これは当たり前なんですね。皆さんは毎日その音を聞いて、臭いのかいで生活しているわけですから、これは大変なことなんですね。そういっ

たことを思いやって、今言っても遅いんですけども、こういう迷惑になるような建物は、やはり人家の周りに造るべきではないということをしっかりと踏まえて建設をしていかなければだめだと思いますね。それに議会を通した私たちにもそれは責任があると思います。ですから小林地区の住民から苦情がきているのは、私は真摯に受けとめて、こういう質問をさせていただいているわけなんですね。ですから町も苦情に対して真摯に向き合っていたいただきたいと思います。

それでは悪臭についてですけども、ちょっと見ましたら南側に、なんですか換気扇のこういうようなものが2か所。あれは換気扇なんですか。とにかく臭いがひどいですね。そして、近隣の家では布団も干してありますし、洗濯物も干してあるんですね。これはたまらないと思いますよ。この悪臭はどのように処理するのでしょうか。伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。臭いにつきましてですが、先ほどの音の出ている排気のダクトのところ、そこのみから排気の空気は出てきております。臭いについてですが、それぞれ給食の食材を煮炊きする、また油で揚げる、そういった空気を換気ダクトで吸い込みながら外へ出すんですが、その途中で先ほどの答弁でもございました、臭いを中和するというか、化学反応で無臭化する、そういった成分を紛失させる装置が途中にございます。先ほどのフライヤーや鍋のところから出てきた臭いのついた空気、それがダクトの中を通過する時に、その中和させる臭いの物質をまぜながら、そこで化学反応で中和して、臭いを少なく抑える。そういった装置を通過しながら、最終的にその西側のガラリのついたダクト側から外へ排出されている形になっております。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。西側のほうにでるんですか。私がぐるっと回ったところによりますと、南側がすごく一番ひどかったんですよ。神社の境内というかありますね。あそこが一番ひどくて、そして西側、北側なんですね。それは当初からそういう設備をしてある。してあってもあの臭いなんですか。じゃ、この近所から出ているこの悪臭のこれは直しようがないということですね。今までやっていて、やっていてもなおかつあの臭いであるということであれば、もうそれはいたし方ないということなんでしょうか、お聞きします。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。その臭いを消臭する機械ですが、中に、中和していわゆる臭いを抑える成分、そういった材料がビーズというか球の形になって、袋に詰めてある、そういった消臭剤を2か月から3か月で交換していくことになってございます。議員さんから電話いただいた時が、ちょうど稼働してから2か月经過して3か月目に入るところでしたので、委員会のほうでもセンターに指示しながら、その消臭材を新しい材料に変えたところで、またちょっと臭いの成分のところを外に出ながら、確認のほうは指示いたしました。また臭いにつきましては、そのときの風の向きで南側に流れるか北側に流れるかということも、ちょっと考えられるかなとは思っております。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

これも水掛け論のような感じになりますけれども、いずれにしても近隣の人たちに迷惑がかからないように十分気をつけて、これからもしていただきたいと思います。私も苦情をいただいた何人かに対しても、ちょこちょこ周りを見回っていきたいと思っております。

それから環境対策に対してもう一つですけれども、給食センターの中に芝生がいっぱい植えてあるんですね。その芝生がものすごく雑草で、私の足、もっとすごいです。ぼうぼうに伸びています。そして、種が飛び歩いています。これはともすると何かの拍子に給食センターの中に入って異物混入になるということも考えられるんですね。そしてこの芝生の手入れは誰がするのか。職員がするのであれば、職員の衣服に付いて、またそれが中に入る恐れもある。ですから考えますのに、建物によって植栽というかそういう部分は作らなくてもよろしいんじゃないですか。ですから給食センターという食品を作っているところに、そういう芝生のところはいらない。南側と西側にもありますよね。そういう部分を私はいらないと思うんですけれども、むしろそういうものは撤去して、駐車場として使ったほうがよろしいのではないかと。あれは必ず異物混入になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

堀内議員、今回は騒音や悪臭の質問です。

○11番議員（堀内春美さん）

でも環境対策の一環です。

○議長（長澤健君）

1は騒音や悪臭になっています。次の機会に質問してください。

○11番議員（堀内春美さん）

答えられたら答えてください。

○議長（長澤健君）

通告にないので。

○11番議員（堀内春美さん）

これは環境対策の一環ですから、通ずるものがあるからよろしいかと思いますが、答えられなければ結構です。

時間がありませんから次の質問に移ります。次に大きな質問2に入ります。平林地区内に計画している民間事業者の太陽光発電について、（1）届け出についての経緯を伺います。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。平林地区内に計画されている民間事業者による太陽光発電設備につきましては、設置場所が富士川町景観条例の景観計画区域の山間集落景観形成地域に位置付けられているものであり、太陽光発電設備の築造面積が525㎡であることから、富士川町景観条例の届出対象行為に該当していたため、本年7月31日に景観計画区域内行為届出書が提出されました。

その後、届出行為の内容について、富士川町景観計画の景観形成基準と照合し、適合していることが認められると判断したことから、太陽光パネルの色彩等、周辺の景観に配慮する旨の意見を付した、景観形成基準適合通知を9月14日に民間事業者に交付したところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。この設置する場所は周りが住宅で囲まれているまん中に設置されるわけなんですね。書類を受け付ける時に、この民間事業者に地区の皆さんとの話し合い、地域住民の了解を得るようということをするべきであったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。周辺住民に対しての説明ということですが、環境省及び資源エネルギー庁におきまして、発電設備を設置する事業者に対するガイドラインというものがございます。そのガイドラインの中には、そういった周辺の方々への説明等につきまして、説明することについて努めることということになっております。これはあくまでも努力義務というこ

とになりますけれども、町といたしましては、この景観形成基準に合致しているという判断のもと、そういった部分につきましては民間事業者の考えということになりますので、町として今まで指導してきたことはございません。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

書類が完備してあれば受け付けざるを得ないということですが、今の状況では受け付けるのは仕方ないかと思いますが、地域住民との話し合い、この建てられる場所の周りに人家もいっぱいあるわけなんですね。ですから、やはり地域住民との話し合いをしっかりと行うべきだと、一言、言うべきではなかったかなと思います。そして今はその平林地区では業者からの説明会ではなくて、地区住民が困窮して、住民からの要請で2度説明会を開いている状態です。その会議に役場の方も何人か参加していましたので、地区の困窮状況も把握できているかと思いますが、地区住民にとりましては生活していくのに大変迷惑な話です。健康の面から考えても死活問題です。町民のための役場であってほしいと思います。これからも、こういうことは他の地区でも起こり得ることだと考えられますので、ぜひ細心の注意を払って、書類が整っていれば受け付けをするのではなく、その地区の事情を、同じ地区ですから役場の方はよく存じていると思いますので、そういった時にアドバイスをする、そういうふうな町民のための行政でなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。確かにこの太陽光発電につきましては、町内各所に設置されている部分がございます。富士川町の景観条例におきましても、町長は、これら景観形成基準の届け出に対して指導・助言することができる定められておりますので、どの地区がいいとか悪いとかいうことではなく、この太陽光発電につきましては、業者に対して適切な指示等もしていきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

太陽光発電が平地のところにでるのであればいいんです。ですけれども、今回の平林地区の場所が悪いんですね。傾斜のところへ、そして、しかもその周りは全部民家です。そういったところを考慮して役場のほうでは指導をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。(2) 土砂災害警戒区域周辺への設置についての町の考えを伺います。今言いましたけれども、この太陽光発電設置場所ですが、すぐ上には土砂災害警戒区域で、ハザードマップでは赤なんですね。そしてこの設置場所は、上半分は黄色くなっているんです。そんな場所に設置することに対して、地区住民は非常に困惑しているわけなんですね。その土砂災害警戒区域に造られるということに対して、町はどうお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。太陽光発電設備の土砂災害警戒区域への設置につきましては、富士川町景観計画に記載がないため、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを遵守した指導を行っております。ガイドラインによりますと、土砂災害警戒区域は立地を避けるべきエリアと位置付けされておりますので、設置者には立地を避けるよう指導を行っております。

しかし、あくまでガイドラインであるため、設置する場所が個人の所有地である場合については、その土地に関する利用を制限する等の規制をすることは出来ないと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。せっかく田舎の生活にあこがれ、希望を抱いて移住してきた方々にとっては、青天のへきれきなんですね。緑豊かな地域のはずなのに、窓をあけたら前に太陽光が光っていた。とんでもない話だと思います。中には健康な生活を目指して移住してきた人もいるわけなんです。住むのを考え直すというふうな方も出てきております。富士川町が、毎年人口減少が非常に厳しいです。こうして移住してきてくださった方々は大事にしなければならないのです。なぜかといいますと、この人たちが若い人たちで、今小さな子どもたちを何人も育てている家庭が大いんです。この富士川町の未来をしょってくれる子どもたちを育てているわけなんです。その人たちのためにも、それから平林の地区の自然を守るために、地区の考えを今一つにして、設置事業者に対して向き合っていくという平林地区の区民の考え方なんですね。この方々の、この考えをひとつにして設置業者に対して向き合っていくということに対して、役場のほうではなんか力になってやれるというふうなことを考えているのでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

この太陽光発電施設の設置につきましては、あくまで個人の事業者が経済活動をして行うものであり、この届出によったものでございます。これが今後、役場としてこのような形の中で協力できることがあるかというご質問でございますけれども、明年1月ころには、事業者が主体の説明会が行われると聞いております。その説明会の中での内容等を検討しまして、町として指導できるようなこと、また住民の方々のご意見をお聞きして、業者に対して、町が助言といいますか、そういったことができれば、その助言をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

時間ありませんので、次の質問に入ります。富士川町には景観条例が制定されておりますが、新たに太陽光発電設備の設置について、町独自の条例を制定すべきだと思いますが、町の考えを伺います。これに対抗するには条例を制定しなければ対抗できないと思います。いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町景観条例では、太陽光パネルの合計面積が10㎡以上の場合は届出が必要な行為となっております。届出が提出された際には、富士川町景観計画の景観形成基準と照合し、助言や指導を行っているほか、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを遵守した指導を行っております。

しかし、近年、県内では地元住民に十分な説明と理解がないまま太陽光発電設備を設置し問題になるケースがあることから、山梨県では太陽光発電設備の設置等を規制する条例制定の検討を行っているところであります。今後の県の動向を見定めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今課長のほうから県でもということがありましたが、昨日の新聞にも出ておりました。山梨県でもこの太陽光発電設備については環境破壊を防ぐために、事業者が施設を整備する前に実施する環境影響評価、アセスメントの適用基準を厳格化する。そして、これを今までの規格より随分低くして、高くしてということかな、設置や維持管理を規制する条例を制定する方針で、今作っております、今できているんですけれども、来年の6月の定例県議会にかけて、条例案を提出するということになっております。ずいぶん厳しいものになっております。

そこで、この太陽光発電というのは設置する場所によっては非常に危険なものであるわけなんです。災害が起きた時にもこの太陽光発電は通電しています。ですから触れれば感電死します。それから火災が発生するということもあるわけですね。特にこの平林地域に設置する場所は、さっきから言っていますが周りが人家に囲まれております。傾斜地であります。そして上が土砂災害警戒区域ですね。そしてこの設置する場所の下のほうには、自然栽培、無農薬で野菜を作っている若い人たちがいるわけなんです。そうすると、この傾斜地で雑草の除草剤をまくと、その下の自然の野菜を作っている人たちのところにみんな流れてくるわけですね。そういったことも、この平林地区の人たちは心配しているわけなんです。ですから、やはり県下どこにも先駆けて、この町で、この自然を守るため、この富士川町は緑は自然が売り物なんです。三筋にしてもそうですが、その自然を守るためには、やはり町独自の条例を制定したほうがいいんじゃないでしょうか。そして、自然というのは、一度破壊すればもう取り返しのつかないんですね。ですから、先ほど言いましたように、県下に先駆けて町独自の厳しい条例を作っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。北杜市などにおいて太陽光発電設備に関する条例が制定されたことは承知しておりますが、太陽光発電施設につきましては、そのほとんどが個人の土地に設置されるものであり、条例などを制定することにより、個人の財産権を侵害してしまう可能性があるため、条例などの制定が必要か、不必要かということにつきまして、山梨県の動向を注視しながら、慎重に検討を進めて参りたいと思います。

なお、条例制定によらず、このまちの景観を守るという形につきましては、景観法の中で、景観協定といった定めもございます。これは、その地域の皆さま方が特定の地区というわけではなく、任意の部分につきまして、その地権者と地域の方々が景観に対する協定を結んで、景観を守っていくというようなこともございますので、そういった部分について、町として協力をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

やはり、県外から移住してきた人たち、先ほど言いましたように、この町は人口を増やさなきゃいけないんですね。ですから、そういう移住してきてくださった方は大切にする。それから先ほど課長の答弁の中に、1月にその会議がある。

もちろん私も参加いたします。過去2回参加しておりますけれども、地区の人たちは大変な闘いを始めているところなんですね。こういう外部から、しかもこの今回の業者は神奈川なんですね。一度、県外の業者にそういったことを許しますと、資本に物を言わせて、県外からどしどしくするという危険性もあるわけなんですね。ですから、そういったことに対処するためにも、町は早い時期に、この条例を制定するということと、平林地区の区民の皆さんにいい方向になるように、ぜひ、会議の時には参加して協力をしてやってほしいと思います。

以上で終わります。あと40秒ですね。よろしいですか、役場もそうですけれども、私たちは、町長もそう、議員もそう、私たちのしなければならないことは、町民を守るための町でなければいけないんです。町民の代表である議員は、町民が安心安全に暮らせなければならぬために働く責任があるんです。以上で終わります。

○議長（長澤健君）

以上で通告1番 11番 堀内春美さんの一般質問を終わります。